



発行 新潟県

**第 32 号**

平成27年4月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 694 農作物奨励品種の指定（農産園芸課）
- 695 保安林の指定予定（治山課）
- 696 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 697 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 698 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 699 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 700 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 701 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 702 管理規程の認可（農地計画課）
- 703 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 704 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 705 非農用区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 706 平成27年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 707 道路の区域変更（道路管理課）
- 708 道路の供用開始（道路管理課）
- 709 道路の区域変更（道路管理課）
- 710 道路の区域変更（道路管理課）
- 711 道路の供用開始（道路管理課）
- 712 道路の区域変更（道路管理課）
- 713 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（文化行政課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 42 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 43 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

監査委員訓令

- 1 新潟県監査委員事務局文書規程の一部改正（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

正 誤

- 平成27年4月10日付け県報第28号告示第622号中（水産課）



## ◎新潟県告示第694号

新潟県農作物奨励品種規程（昭和28年1月新潟県告示第83号）第2条第1項の規定により、次の品種を新潟県農作物奨励品種に指定する。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

水稲「ゆきん子舞」

## ◎新潟県告示第695号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市北田野浦 951 の 1（次の図に示す部分に限る。）、951 の 2 から 951 の 4 まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、見附市の大江筋土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月24日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就 任

|    |              |                |
|----|--------------|----------------|
| 理事 | 見附市島切窪町100番地 | 源川 厚恵<br>(理事長) |
|----|--------------|----------------|

|   |   |          |       |
|---|---|----------|-------|
| 〃 | 〃 | 堀溝町859番地 | 斉藤 弘栄 |
|---|---|----------|-------|

|   |   |           |       |
|---|---|-----------|-------|
| 〃 | 〃 | 庄川町1161番地 | 平山 和義 |
|---|---|-----------|-------|

|   |   |               |       |
|---|---|---------------|-------|
| 〃 | 〃 | 細越 2 丁目 8 -35 | 梨本 敬一 |
|---|---|---------------|-------|

|   |   |          |       |
|---|---|----------|-------|
| 〃 | 〃 | 島切窪町93番地 | 今里 秀男 |
|---|---|----------|-------|

|    |   |          |       |
|----|---|----------|-------|
| 監事 | 〃 | 堀溝町941番地 | 菅井 庸吉 |
|----|---|----------|-------|

|   |   |           |       |
|---|---|-----------|-------|
| 〃 | 〃 | 石地町乙113番地 | 星野 豊明 |
|---|---|-----------|-------|

就任年月日 平成27年 4月 1 日

## 2 退 任

|    |              |                |
|----|--------------|----------------|
| 理事 | 見附市島切窪町100番地 | 源川 厚恵<br>(理事長) |
|----|--------------|----------------|

|   |   |           |       |
|---|---|-----------|-------|
| 〃 | 〃 | 堀溝町1267番地 | 本間 康雄 |
|---|---|-----------|-------|

|   |   |         |       |
|---|---|---------|-------|
| 〃 | 〃 | 庄川町43番地 | 広瀬 吉春 |
|---|---|---------|-------|

|   |   |           |       |
|---|---|-----------|-------|
| 〃 | 〃 | 石地町甲575番地 | 目黒 荘六 |
|---|---|-----------|-------|

|   |   |          |       |
|---|---|----------|-------|
| 〃 | 〃 | 庄川町248番地 | 板垣 敏昭 |
|---|---|----------|-------|

|    |   |           |       |
|----|---|-----------|-------|
| 監事 | 〃 | 島切窪町558番地 | 高橋 修一 |
|----|---|-----------|-------|

|   |   |          |       |
|---|---|----------|-------|
| 〃 | 〃 | 堀溝町941番地 | 菅井 庸吉 |
|---|---|----------|-------|

退任年月日 平成27年 3月31日

## ◎新潟県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区の定款の変更を平成27年4月16日認可した。

平成27年4月24日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区の定款の変更を平成27年4月15日認可した。

平成27年4月24日

新潟県新潟地域振興局長

## ◎新潟県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成27年4月14日認可した。

平成27年4月24日

新潟県魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成27年4月16日認可した。

平成27年4月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

## ◎新潟県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成27年4月24日

新潟県新発田地域振興局長

| 事業主体の所在・名称           | 地区名 | 事業名  | 新規変更の別 | 認可（同意）年月日        | 根拠条文   |
|----------------------|-----|------|--------|------------------|--------|
| 阿賀野市<br>鎌田悦男ほか 114 名 | 野田前 | 区画整理 | 新規     | 平成 27 年 4 月 16 日 | 第 95 条 |

## ◎新潟県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり三国川頭首工管理規程、宇田沢川頭首工管理規程及び五十沢川頭首工管理規程を認可した。

平成27年4月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称  
南魚沼市田崎741番地4  
五城土地改良区
- 2 認可年月日  
平成27年4月16日
- 3 認可した管理規程の概要
  - (1) 三国川頭首工管理規程
    - 第1章 総則
    - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
    - 第3章 点検及び整備に関する事項
    - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
  - (2) 宇田沢川頭首工管理規程
    - 第1章 総則

- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項
- 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

(3) 五十沢川頭首工管理規程

- 第1章 総則
- 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
- 第3章 点検及び整備に関する事項

◎新潟県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 地区名  | 事業名                      | 市町村名 | 完了年月日       |
|------|--------------------------|------|-------------|
| 神田長池 | 農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業 | 上越市  | 平成26年10月31日 |

◎新潟県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 地区名 | 事業名                               | 市町村名 | 完了年月日      |
|-----|-----------------------------------|------|------------|
| 川東  | 農用地保全施設整備（ため池等整備「農業用河川工作物応急対策」）事業 | 上越市  | 平成26年5月20日 |

◎新潟県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県管区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業丸瀧地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

| 市町村         | 大字   | 字  | 地番  | 地目 | 地積㎡ |
|-------------|------|----|-----|----|-----|
| 北蒲原郡<br>聖籠町 | 上大谷内 | 向坪 | 123 | 田  | 766 |

◎新潟県告示第706号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成27年 4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 調査を行う者の名称 | 調査区域   | 調査期間                    |
|-----------|--|-------------------------|
| 新潟市       | 新潟市の第06-17計画区・第06-18計画区・第02-22-2計画区・第03-26-1計画区・第03-27-1計画区・第09-14-1計画区及び第14-15-1計画区 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |
| 長岡市       | 長岡市の川口地域   | 〃                       |

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 新発田市          | 新発田市の第3計画区  | 〃 |
| 小千谷市          | 小千谷市の第26計画区及び第27計画区   | 〃 |
| 十日町市          | 十日町市の市街第8計画区・市街第9計画区・市街第10計画区・市街第11計画区及び中里第1計画区                             | 〃 |
| 見附市           | 見附市の第4計画区及び第5計画区  | 〃 |
| 村上市           | 村上市の朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第32計画区及び神第33計画区                                | 〃 |
| 燕市            | 燕市の第38計画区・第39計画区及び第40計画区  | 〃 |
| 糸魚川市          | 糸魚川市の第22計画区・第23計画区・第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区                             | 〃 |
| 阿賀野市          | 阿賀野市の第36-1計画区・第36-2計画区及び第37-1計画区  | 〃 |
| 佐渡市           | 佐渡市の第49計画区・第50計画区及び第51計画区   | 〃 |
| 魚沼市           | 魚沼市の第14-2計画区・第37-1計画区・第53-1計画区・第57-1-1計画区・第57-2計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区 | 〃 |
| 湯之谷地域<br>森林組合 | 魚沼市の湯森林第1-1計画区及び湯森林第1-2計画区  | 〃 |
| 南魚沼市          | 南魚沼市の第7計画区・第8-1計画区及び第8-2計画区   | 〃 |
| 胎内市           | 胎内市の第44計画区及び第45計画区  | 〃 |
| 弥彦村           | 弥彦村の第35計画区・第36計画区及び第37計画区   | 〃 |
| 田上町           | 田上町の第2計画区及び第3計画区  | 〃 |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 阿賀町  | 阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区・第4計画区・第5-1計画区・第5-2計画区及び第6-1計画区       | 〃 |
| 出雲崎町 | 出雲崎町の第1計画区   | 〃 |
| 湯沢町  | 湯沢町の第102-2計画区及び第102-3計画区                                   | 〃 |
| 津南町  | 津南町の第1計画区  | 〃 |
| 刈羽村  | 刈羽村の第11-2計画区・第11-3計画区・第12計画区及び第13-1計画区                     | 〃 |
| 関川村  | 関川村の第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区 | 〃 |

◎新潟県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥穴日渡線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長       |
|--------------------|------|--------------|-----------|
| 新発田市飯島新田字古川148番1から | 新    | 7.2～14.9メートル | 558.7メートル |
| 同市下興野字上正尺1671番1まで  | 旧    | 7.2～14.2メートル | 558.7メートル |

◎新潟県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 鳥穴日渡線
- 2 供用開始の区間  
新発田市飯島新田字古川148番1から同市下興野字上正尺1671番1まで

3 供用開始の期日 平成27年4月24日

### ◎新潟県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長      |
|----------------------|------|---------------|----------|
| 長岡市西川口字横平 345 番 4 から | 新    | 12.8～41.6メートル | 66.5メートル |
| 同市西川口字横平242番5まで      | 旧    | 12.8～49.0メートル | 71.5メートル |

### ◎新潟県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員   | 延 長       |
|-----------------|------|-------------|-----------|
| 佐渡市長石字東通 85 番から | 新    | 7.2～9.0メートル | 122.3メートル |
| 同市長石字高立310番3まで  | 旧    | 7.2～9.0メートル | 122.3メートル |

### ◎新潟県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間  
佐渡市長石字東通85番から同市長石字高立310番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月24日

### ◎新潟県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長      |
|-----------------------------------|------|---------------|----------|
| 佐渡市戸地 981 番 1 から<br>同市戸地981番 2 まで | 新    | 10.4～33.6メートル | 42.5メートル |
|                                   | 旧    | 10.4～33.6メートル | 42.5メートル |

## ◎新潟県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 4 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市戸地981番 1 から同市戸地981番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 4 月24日

## 公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成27年度試掘確認調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年 4 月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託等件名  
平成 27 年度試掘確認調査業務
- (2) 委託案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 委託期間  
契約日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務委託を行う場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は



同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条第1項の規定による更生手続を開始した者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

ウ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 過去3年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務に係る実績があることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

#### (1) 交付期間

本公告日から平成27年5月1日（金）まで。ただし、本公告日から平成27年4月30日（木）の各日は午前9時から午後5時15分までとし、平成27年5月1日（金）は午前9時から午後3時までとする。

#### (2) 交付場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化財係

電話番号 025-280-5620

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

#### (3) 問合せ等

入札説明書による。

### 4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年5月13日（水）午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁行政庁舎16階入札室

### 5 その他

#### (1) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という）第43条第1号に該当する場合は免除する。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を本公告日から平成27年5月1日（金）までの午前9時から午後5時まで以上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札参加者は入札執行日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。

#### (5) 契約書作成の要否 要

#### (6) 誓約書の提出

「暴力団等の排除に関する誓約書」については入札説明書による。

#### (7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (8) その他

詳細は入札説明書による。

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月24日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量  
ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）  
①ローリー 277,000リットル ②ドラム 3,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
平成27年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
新潟米油販売株式会社  
新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1
- 7 契約価格  
単価契約（1リットル単価） ①145.80円 ②165.24円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、画像管理システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成27年4月24日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
画像管理システム 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成27年6月30日（火）
  - (4) 納入場所  
新潟県立坂町病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-3193

新潟県村上市下鍛冶屋589番地

新潟県立坂町病院経営課

電話番号 0254-62-3111 内線422

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成27年5月8日(金)午後5時00分

### 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年5月15日(金)午後2時00分

新潟県立坂町病院 2階講堂

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Picture archiving and communication system [1]set

- (2) Deadline for bid submission

14:00 P.M. May 15, 2015

- (3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Sakamachi Hospital

\*address : 589 Shimokajiya, Murakami City, Niigata

〒959-3193

JAPAN

TEL 0254-62-3111 Ext. 422

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、腎盂膀胱ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年4月24日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

腎盂膀胱ビデオスコープ 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成27年7月31日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年5月1日(金) 午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

平成27年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

#### 1 指定内容に異動のあつた施設

| 施設の名称        | 施設の所在地             | 種別      | 面積 (㎡)     | 指定内容<br>異動年月日 |
|--------------|--------------------|---------|------------|---------------|
| 不動地域生涯学習センター | 上越市名立区瀬戸<br>722 番地 | 体育館     | 464.00     | 平成27年4月2日     |
|              |                    | ふれあいルーム | 56.30      |               |
|              |                    | 会議室     | 37.50      |               |
|              |                    | (旧体育館)  | (旧 464.00) |               |

#### 2 指定を取り消した施設

| 施設の名称      | 施設の所在地              | 種別    | 面積 (㎡) | 指定取消年月日   |
|------------|---------------------|-------|--------|-----------|
| 東城保育園      | 上越市東城町一丁目<br>2番5号   | 遊戯室   | 161.20 | 平成27年4月2日 |
| かもじまこどもの家  | 上越市大字鴨島298<br>番地1   | 遊びの広間 | 96.70  |           |
|            |                     | 図書室   | 44.70  |           |
| やすえこどもの家   | 上越市安江二丁目2<br>番18号   | 遊びの広間 | 96.70  |           |
|            |                     | 図書室   | 44.70  |           |
| すわこどもの家    | 上越市大字北田中<br>357番地   | 遊びの広間 | 90.90  |           |
| たかしこどもの家   | 上越市木田三丁目4<br>番8号    | 遊びの広間 | 133.90 |           |
| きたしろこどもの家  | 上越市北城町四丁目<br>15番15号 | 遊びの広間 | 79.30  |           |
|            |                     | 図書室   | 39.70  |           |
| いしばしこどもの家  | 上越市石橋二丁目4<br>番20号   | 遊びの広間 | 74.40  |           |
|            |                     | 図書室   | 39.70  |           |
| ごちこどもの家    | 上越市五智新町4番<br>7号     | 遊びの広間 | 74.40  |           |
|            |                     | 図書室   | 39.70  |           |
| さかえまちこどもの家 | 上越市栄町2番25号          | 遊びの広間 | 72.70  |           |
|            |                     | 図書室   | 39.70  |           |

|               |                 |       |        |
|---------------|-----------------|-------|--------|
| てんのうちょうこどもの家  | 上越市中央三丁目4番18号   | 遊びの広間 | 66.10  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| しんまちこどもの家     | 上越市新町75番地5      | 遊びの広間 | 74.40  |
|               |                 | 図書室   | 39.70  |
| くろいこどもの家      | 上越市大字黒井2641番地10 | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 44.70  |
| みなみしろこどもの家    | 上越市南城町二丁目2番16号  | 遊びの広間 | 74.40  |
|               |                 | 図書室   | 39.70  |
| かみしょうわまちこどもの家 | 上越市上昭和町5番29号    | 遊びの広間 | 72.70  |
|               |                 | 図書室   | 39.70  |
| かがちょうこどもの家    | 上越市加賀町5番20号     | 遊びの広間 | 72.70  |
|               |                 | 図書室   | 39.70  |
| なかもんぜんこどもの家   | 上越市中門前二丁目11番15号 | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| さんこうこどもの家     | 上越市新光町三丁目7番8号   | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| おおぬきこどもの家     | 上越市大貫三丁目13番3号   | 遊びの広間 | 89.30  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| いちのちょうこどもの家   | 上越市大字高崎新田87番地2  | 遊びの広間 | 79.30  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| にしがくぼはまこどもの家  | 上越市大字西ヶ窪浜118番地1 | 遊びの広間 | 89.30  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| かみげんにゆうこどもの家  | 上越市大字上源入396番地1  | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| いなだこどもの家      | 上越市稲田二丁目3番1号    | 遊びの広間 | 92.60  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| ふじづかこどもの家     | 上越市大字藤塚330番地1   | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| こやすこどもの家      | 上越市子安1443番地     | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| つちはしこどもの家     | 上越市大字土橋710番地    | 遊びの広間 | 86.00  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| すすきぶくろこどもの家   | 上越市新光町一丁目4番56号  | 遊びの広間 | 92.60  |
|               |                 | 図書室   | 33.10  |
| こくふこどもの家      | 上越市国府二丁目4番31号   | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| しちかしよこどもの家    | 上越市大和一丁目10番12号  | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| しまだこどもの家      | 上越市大字島田2745番地1  | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| とどろきこどもの家     | 上越市栄町二丁目5番9号    | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| かみよしのこどもの家    | 上越市大字上吉野561番地2  | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| しももんぜんこどもの家   | 上越市下門前2002番地    | 遊びの広間 | 104.30 |
|               |                 | 図書室   | 69.60  |
| なかだはらこどもの家    | 上越市大字中田原203番地1  | 遊びの広間 | 96.70  |
|               |                 | 図書室   | 34.70  |
| とううんちょうこども    | 上越市東雲町二丁目       | 遊びの広間 | 96.70  |

|                  |                     |        |        |
|------------------|---------------------|--------|--------|
| の家               | 6番41号               | 図書室    | 34.70  |
| かすがのこどもの家        | 上越市春日野二丁目<br>9番35号  | 遊びの広間  | 96.70  |
|                  |                     | 図書室    | 34.70  |
| てらまちこどもの家        | 上越市寺町二丁目3<br>番6号    | 遊びの広間  | 72.70  |
|                  |                     | 図書室    | 34.70  |
| かすがやままちこども<br>の家 | 上越市春日山町二丁<br>目7番32号 | 遊びの広間  | 80.90  |
|                  |                     | 図書室    | 34.70  |
| たかしぶんかんこども<br>の家 | 上越市大字飯田11番<br>地2    | 遊びの広間  | 96.00  |
| 下馬場多目的研修セン<br>ター | 上越市大字下馬場<br>315番地1  | 第1研修室  | 74.40  |
| 四辻町多目的研修セン<br>ター | 上越市大字四辻町<br>151番地   | 多目的ホール | 105.70 |
| 島倉会館             | 上越市三和区島倉<br>1913番地1 | 和室     | 72.80  |
| 三和自然環境体験交流<br>館  | 上越市三和区神田<br>1253番地  | 多目的ホール | 98.50  |
| 南寿園              | 上越市南城町二丁目<br>2番16号  | 大広間    | 52.90  |

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成27年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

| 施設の名称  | 施設の所在地            | 種別  | 面積（㎡）    | 指定取消年月日    |
|--------|-------------------|-----|----------|------------|
| 佐和田体育館 | 佐渡市河原田本町<br>397番地 | 運動場 | 1,877.00 | 平成27年3月31日 |
| 羽茂体育館  | 佐渡市本郷517番地<br>の3  | 体育館 | 892.66   |            |

監査委員訓令

## 新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局文書規程（平成11年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月24日

新潟県代表監査委員 野上信子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (文書取扱者)<br>第3条 事務局に文書主任を置き、総務班の事務を担当する職員をもって、これに充てる。 | (文書取扱者)<br>第3条 事務局に文書主任を置き、総務班の事務を担当する主査をもって、これに充てる。 |

## 教育委員会公告

## 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について（公告）

平成28年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成27年4月24日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄



# 平成28年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実施要項

新潟県教育委員会

## ■検査の期日

〈第1次検査〉 平成27年7月5日(日)

〈第2次検査〉 平成27年8月20日(木)～23日(日)

## ■実施要項交付及び願書受付

平成27年4月24日(金)～5月19日(火)

※ 願書受付は、「特定記録郵便」による郵送のみとし、  
5月19日(火)の消印まで有効とします。

## 【本年度の主な変更点】

- ◆小学校教諭の第1次検査における  
英語の検査について

(P3 参照)

- ◆小・中・高等学校教諭の第1次検査  
における加点について

(P5、6 参照)

- ◆高等学校教諭「工業」の特別選考に  
ついて

(P12 参照)

| 目 次   |                 |      |
|-------|-----------------|------|
| 1     | 検査の目的           | P 1  |
| 2     | 一般選考            |      |
| 3     | 身体障害者特別選考       | P 2  |
| 4     | 出願の資格           |      |
| 5     | 検査の期日           | P 3  |
| 6     | 検査の内容・方法        |      |
| 7     | 検査の配点及び判定基準     | P 7  |
| 8     | 出願の方法及び出願に必要な書類 |      |
| 9     | 第1次検査当日に提出する書類  | P 9  |
| 10    | その他             |      |
| ----- |                 |      |
|       | 第1次検査持参品        | P 10 |
|       | 受検者心得           |      |
|       | 願書提出、連絡・照会先     | P 11 |
|       | 特別選考制度          | P 12 |
|       | 検査場所案内          | P 13 |
|       | 第1次検査場所・日程      | P 14 |
|       | 第2次検査場所・日程      | P 15 |

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査Q&A」を参考にしてください。

**1 検査の目的**

新潟県公立学校教員（新潟市立小・中・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、その採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

**2 一般選考**

| 出願種別     | 出願形式・募集教科等   | 採用予定数  |
|----------|--|--------|
| 小学校教諭    | 出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1   | 230人程度 |
| 中学校教諭    | 出願形式Ⅰ・Ⅱ ※1<br>「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」<br>「保健体育」「技術」「家庭」「英語」                     | 50人程度  |
| 高等学校教諭   | 「国語」「地理歴史(地理、歴史)」「数学」「理科(物理、生物)」「保健体育」「英語」「家庭」「農業」「工業(機械、電気、土木、デザイン)」「商業」「水産」 ※2 | 50人程度  |
| 特別支援学校教諭 | ※3   | 16人程度  |
| 養護教諭     |  | 35人程度  |
| 栄養教諭     |  | 4人程度   |

- ※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式Ⅰ・Ⅱがあります。  
 出願形式Ⅰ 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者  
 出願形式Ⅱ 下記の地域内に限る勤務を希望する者

小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町のいずれかに専ら勤務することが採用条件となり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。

- ※2 高等学校教諭「地理歴史」「理科」「工業」については、次の①～③のとおりです。選択したものを提出書類の「教科(科目等)」の欄に記入してください。  
 ①「地理歴史」については、地理又は歴史の中から一つを選択  
 ②「理科」については、物理又は生物の中から一つを選択  
 ③「工業」については、機械、電気、土木又はデザインの中から一つを選択
- ※3 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。

(注1) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に、高等学校教諭として出願した者を中学校教諭に採用することがあります。また、小学校教諭及び中学校教諭の出願形式Ⅱに出願した者を、出願形式Ⅰで採用することがあります。

(注2) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者は、受検願書の希望欄に○を記入し「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

**3 身体障害者特別選考****1 出願種別・教科等**

「2 一般選考」に記載のある出願種別・教科等で実施します。

**2 採用予定数**

8人程度の予定です。

**3 検査の特例**

原則として一般選考受検者と同様の検査を行いますが、出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

**4 応募資格**

年齢及び免許状要件は、「4 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者とします。

身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。

**4 出願の資格**

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 昭和31年4月2日以降に生まれた者であること。
- 3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を平成28年3月31日までに取得する見込みの者であること。

| 出願種別        | 所有教育職員免許状                                     |
|-------------|---|
| 小 学 校 教 諭   | 小学校教諭の普通免許状                                   |
| 中 学 校 教 諭   | 出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状                           |
| 高 等 学 校 教 諭 | 出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状                          |
| 特別支援学校教諭    | 特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状 |
| 養 護 教 諭     | 養護教諭の普通免許状                                    |
| 栄 養 教 諭     | 栄養教諭の普通免許状                                    |

- ※1 現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県及び新潟市にある国公立学校の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることはできません。
- ※2 他の都道府県の国公立学校教員として勤務している者で、本県公立学校の教員を志願する者は受検することができます。なお、第1次検査を免除する特例については、4、5ページを参照してください。
- ※3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものと見なします。

5 検査の期日

1 第1次検査

平成27年 7月 5日(日) [1日間]

2 第2次検査

平成27年 8月20日(木)・21日(金)・22日(土)・23日(日) [4日間]

※ 当日の日程、会場等の詳細は、14、15ページ参照

6 検査の内容・方法

1 第1次検査(免除者を除く出願者全員)

| 出願種別     | 論文            | 筆答検査Ⅰ      | 筆答検査Ⅱ   | 実技検査       |
|----------|---------------|------------|---|------------|
| 小学校教諭    | 教職・一般教養に関するもの | 教職教養及び一般教養 | A(国語、社会、算数、理科)<br>B(生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語) ※1   | (第2次検査で実施) |
| 中学校教諭    |               |            | 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英語」の中で出願した1教科  | 下の※3のとおり実施 |
| 高等学校教諭   |               |            | 「国語」「地理歴史(地理、歴史)」「数学」「理科(物理、生物)」「保健体育」「英語」「家庭」「農業」「工業(機械、電気、土木、デザイン)」「商業」「水産」の中で出願した1教科(科目等) ※2 |            |
| 特別支援学校教諭 |               |            | 特別支援教育に関するもの  | (第2次検査で実施) |
| 養護教諭     |               |            | 養護に関するもの  | (第2次検査で実施) |
| 栄養教諭     |               |            | 給食管理・食育に関するもの   |            |

※1 小学校教諭の筆答検査ⅡBの英語は、筆記及び聞き取りによる検査を実施します。

※2 高等学校教諭「地理歴史」「理科」「工業」については、次のとおりです。

- ① 「地理歴史」については、地理又は歴史の中から一つを選択
- ② 「理科」については、物理又は生物の中から一つを選択
- ③ 「工業」については、機械、電気、土木又はデザインの中から一つを選択

※3 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次のとおりです。

| 出願種別  | 教科 | 実技検査内容  |
|-------|----|---|
| 中学校教諭 | 音楽 | ① 平成27年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用)<br>② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定) |
|       | 美術 | 当日、課題を提示  |
|       | 技術 | 当日、課題を提示  |

|                         |            |   |
|-------------------------|------------|---|
| 中学校教諭                   | 保健体育<br>※4 | 計5種目実施<br>〔必修〕 ①ダンス(創作ダンス)<br>②柔道又は剣道から1種目選択<br>〔指定〕 ③マット運動<br>④ハードル走<br>⑤水 泳<br>⑥バスケットボール又はバレーボールから1種目選択<br>指定種目 ③～⑥の中から当日指定する3種目を実施 |
| 高等学校教諭                  | 保健体育<br>※4 | 計5種目実施<br>〔必修〕 ①マット運動<br>②ハードル走<br>③水泳<br>〔選択〕 ④バスケットボール又はバレーボールから1種目選択<br>⑤柔道・剣道・ダンス(創作ダンス)から1種目選択                                   |
| 中学校教諭<br>高等学校教諭<br>(共通) | 英 語        | 英語によるオーラルプレゼンテーション<br>(当日与えられた文章の音読、質疑応答など)   |
|                         | 家 庭        | 当日、課題を提示  |

※4 中学校教諭「保健体育」及び高等学校教諭「保健体育」における注意事項は、次のとおりです。

下の対象種目において、国体、全日本選手権、全日本学生選手権大会(1部)等の全国規模の大会で入賞した実績をもつ者は、「自己選択種目」として、実技検査の1種目を免除し、実績による書類審査と置き換えることができます。(過去4年間の実績に限る。出願時に実績等を証明する書類を提出してください。)

<対象種目>

- ・学習指導要領で示されている種目
- ・国民体育大会種目(公開競技のうち硬式野球を含む。)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)種目
- ・全国中学校体育大会種目

## 2 第1次検査の免除

次の者を第1次検査の全てを免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、一般選考同様、第1次検査から受検してください。

### (1) 国公立学校に在職する正規教員

新潟県及び新潟市にある国公立学校の教員を除く国公立学校の正規教員(教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師)として現に勤務し、平成27年3月31日までに出願種別・教科等と同一職種等で3年以上(休職や育児休業等の期間を除く)の勤務経験がある者。

### (2) 前回の第2次検査の結果、「採用候補者名簿」に登録されなかった者の内、S判定であった者 前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果、「採用候補者名簿」に登録されなかった者の内、S判定であった者。ただし、前回と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限ります。

- (3) 中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」を受検する者で、2ページの「4」出願の資格を満たし、さらに次の①～③のいずれかの条件を満たす者

- ① 実用英語技能検定（(財)日本英語検定協会）1級合格者
- ② TOEFL iBT 110点以上
- ③ TOEIC 945点以上

免除を希望する場合は、上記の①～③のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- (4) 高等学校教諭「農業」、高等学校教諭「工業」、高等学校教諭「水産」を受検する者で、2ページの「4」出願の資格を満たし、さらに次の高度な技術資格を出願時に有する者

| 教 科 | 資 格                   |
|-----|-----------------------|
| 農 業 | 技術士（農業部門、森林部門）        |
| 工 業 | 技術士（機械部門、電気電子部門、建設部門） |
| 水 産 | 技術士（水産部門）             |

免除を希望する場合は、上記の資格のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- (5) 「大学院進学者名簿」に登録された者

第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程（博士(前期)課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。）（以下「修士課程」という。）進学を理由に採用を辞退する者については、希望により、「大学院進学者名簿」（以下「進学者名簿」という。）に登録します。進学者名簿に登録された者は、最少修了年限の年の第1次検査を免除します。

進学者名簿への登録を希望する者は、あらかじめ受検願書の該当欄に○印をつけて出願するとともに、第2次検査合格後、平成27年12月21日（消印有効）までに「大学院進学者名簿登録願」を大学院合格を証明する書類を添付して提出してください。

- ※1 修士課程修了後、博士(後期)課程に進んだ場合は、在学中でも第1次検査を免除します。  
なお、第1次検査の免除は、1回限りとします。
- ※2 第1次検査を免除できるのは、辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限ります。その際、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登録を延長します。
- ※3 上記の修士課程進学者で、最少修了年限で修了できなかった場合には、第2次検査に合格していても、合格を取り消します。

### 3 第1次検査の加点

小学校教諭、中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」、高等学校教諭を受検する者で、2ページの「4」出願の資格を満たし、下記に該当する者は、第1次検査の点数に加点をする対象とします。加点は免許状に関するものは10点、資格に関するものは5点とし、上限は15点です。ただし、対象となる校種・教科(科目)の選考を行わない場合は、加点の対象とはなりません。

加点を希望する場合は、「免許状・資格に係る加点申請書」の他、免許状及び、資格を証明する書類の写しを出願時に提出してください。また、第1次検査当日に当該書類の原本を必ず持参してください。

なお、第1次検査当日に当該書類の原本の持参がない場合には、加点しません。

#### 【免許状に関するもの】

| 対象となる校種・教科(科目)及び要件                                       | 点数 |
|--|----|
| ① 小学校教諭の受検者で、中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」の普通免許状も所有する者           | 10 |
| ② 中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」の受検者で、中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状も所有する者 | 10 |
| ③ 高等学校教諭の受検者で、「情報」の普通免許状も所有する者                           | 10 |
| ④ 高等学校教諭「書道」の受検者で、高等学校教諭「国語」の普通免許状も所有する者                 | 10 |

【資格に関するもの】

| 対象となる校種・教科(科目)及び要件  | 点数 |
|---|----|
| ① 小学校教諭の受検者で、実用英語技能検定2級以上、TOEIC 540 点以上、TOEFLのPBT 480点以上若しくはCBT 173点以上、iBT 61点以上の取得のうち、いずれかの資格を有する者 | 5  |
| ② 高等学校教諭「家庭」の受検者で、調理師の資格を有する者   | 5  |

4 第2次検査（第1次検査の合格者及び免除者）

| 出願種別        | 個人面接 I                   | 個人面接 II | 実 技 検 査  |   |
|-------------|--------------------------|---------|--|---|
| 小 学 校 教 諭   | 与えられた課題の模擬授業及び場面指導を実施 ※1 | 全員実施    | [運動実技] ①ボール投げ ②マット運動<br>③水泳 ※2<br>[音楽実技] ①歌唱 ②ピアノ伴奏 ※3 |   |
| 中 学 校 教 諭   |                          |         | /  |   |
| 高 等 学 校 教 諭 |                          |         |  |   |
| 特別支援学校教諭    |                          |         |  | [運動実技] ①ボール投げ ②マット運動<br>③水泳 ※2<br>[音楽実技] ①歌唱 ※3 |
| 養 護 教 諭     |                          |         |  | 救急処置に関するもの                                      |
| 栄 養 教 諭     |                          |         | /  |   |

- ※1 模擬授業及び場面指導の課題、注意事項については、次のとおりです。
  - ・模擬授業の課題分野は、第1次検査実施後、7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。ホームページアドレスは、11ページを参照してください。
  - ・場面指導の課題は、検査時に提示します。
  - ・事前に用意した教材、指導案等を検査室に持ち込むことはできません。
- ※2 小学校教諭・特別支援学校教諭の運動実技検査の水泳は、25m（クロール・平泳ぎから1種目選択）です。
- ※3 小学校教諭・特別支援学校教諭の音楽実技検査は、次のように行います。
  - ① 歌唱
    - 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から当日指定する1曲を、CD伴奏に合わせて歌唱する。歌詞つきの楽譜は、検査員が用意する。
  - ② ピアノ伴奏
    - 小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱の共通教材の中から1曲を選び、ピアノ伴奏をする。伴奏譜を2部用意し、当日1部を検査員に提出する。

**7 検査の配点及び判定基準**

**1 第1次検査**

(1) 配点

|          | 論文  | 筆答検査Ⅰ | 筆答検査Ⅱ                 | 実技検査 | 合計                    |
|----------|-----|-------|-----------------------|------|-----------------------|
| 小学校教諭    | 50点 | 50点   | 200点                  | /    | 300点                  |
| 中学校教諭    | 50点 | 50点   | 200点<br>-----<br>100点 | 100点 | 300点<br>-----<br>300点 |
| 高等学校教諭   | 50点 | 50点   | 200点<br>-----<br>100点 | 100点 | 300点<br>-----<br>300点 |
| 特別支援学校教諭 | 50点 | 50点   | 200点                  | /    | 300点                  |
| 養護教諭     | 50点 | 50点   | 200点                  | /    | 300点                  |
| 栄養教諭     | 50点 | 50点   | 200点                  | /    | 300点                  |

※ 中学校教諭「英語」及び高等学校教諭「英語」の「筆答検査Ⅱ」には、オーラルプレゼンテーションを含みます。

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い可否の判定を行います。

**2 第2次検査**

(1) 配点

|          | 個人面接Ⅰ | 個人面接Ⅱ | 実技検査 | 合計   |
|----------|-------|-------|------|------|
| 小学校教諭    | 30点   | 50点   | 20点  | 100点 |
| 中学校教諭    | 30点   | 50点   | /    | 80点  |
| 高等学校教諭   | 30点   | 50点   | /    | 80点  |
| 特別支援学校教諭 | 30点   | 50点   | 20点  | 100点 |
| 養護教諭     | /     | 60点   | 20点  | 80点  |
| 栄養教諭     | /     | 60点   | /    | 60点  |

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」とも、基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」「個人面接Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、可否（「採用候補者名簿」への登録）の判定を行います。

**8 出願の方法及び出願に必要な書類**

**1 出願の方法**

角2封筒（A4サイズ240mm×332mm）を使用して、8ページの4で示す書類を「特定記録郵便」で郵送してください。それ以外の方法で提出されたものは、受理できません。  
 なお、「簡易書留」とは違いますので注意してください。

**2 提出先**

11ページを参照してください。

**3 提出期間**

平成27年4月24日(金)から5月19日(火)まで。5月19日(火)の消印まで有効とします。



## 4 提出書類

- ア 受検願書 (A 4 両面印刷)**
- イ 第 1 次検査受検票**
- ウ 自己申告カード (A 4 両面印刷)**
- エ 特別支援学校勤務希望調書**
- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の出願者で、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指し、特別支援学校勤務を希望する者のみ提出してください。
- オ 保健体育実技検査選択種目申告書**
- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者のみ提出してください。
- カ 実績を証明する書類**
- ・ 中学校教諭「保健体育」、高等学校教諭「保健体育」の受検者で、「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。
- キ 現職教員第 1 次検査免除希望調書及び在職証明書**
- ・ 現職教員で第 1 次検査免除を希望する者のみ提出してください。
  - ・ 前回の第 2 次検査で S 判定の者は、提出の必要はありません。
- ク 資格を証明する書類**
- ・ 中学校教諭「英語」、高等学校教諭「英語」の受検者で、5 ページの 2 (3) ①～③のいずれかの条件を満たし、第 1 次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
  - ・ 高等学校教諭「農業」、「工業」又は「水産」の受検者で、5 ページの 2 (4) の技術士の資格を有し、第 1 次検査免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
  - ・ 小学校教諭、中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」、高等学校教諭の受検者で、5、6 ページの免許状及び資格を有し、加点を希望する者は、「免許状・資格に係る加点申請書」及び該当する免許状、資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ケ 第 1 次検査受検票送付用封筒**
- ・ 長形 3 号 (A4 三つ折りサイズ120mm×235mm) のり付き事務用封筒に 82 円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。なお、氏名には、「様」を必ず付記してください。
  - ・ 速達を希望する場合は 362 円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。
  - ・ 第 1 次検査免除希望者は、第 2 次検査受検票送付用としてもう 1 枚必要ですので、計 2 枚送付してください。

※ 受検願書、第 1 次検査受検票の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記載例」及び「選考検査 Q & A」を十分確認の上、記入してください。

※ 封筒の表の左側に「教員受検願書 (出願種別) 在中」と朱書きしてください。(例:「教員受検願書 (中学校・数学) 在中」)

※ 障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「備考」欄に記載してください。別紙 (自由形式) に記載し、提出することもできます。

※ 出願後、現住所や採用事務連絡先 (帰省先等) の変更があった場合は、その都度すみやかに 11 ページの連絡先に電話で連絡してください。

※ 高等学校教諭「工業」特別選考の出願者は、ウの自己申告カードの代わりに、特別選考調書及び志願理由書を提出してください。

**9 第1次検査当日に提出する書類****ア 教育職員免許状の写し**

- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、更新講習修了確認証明書の写しを添付してください。
- ・ 平成28年3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する免許状取得見込証明書を提出してください。
- ・ 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込みの証明となるものを提出してください。

**イ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業見込証明書**

- ・ 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。

**ウ 加点申請書に記入した該当の免許状及び資格を証明する原本**

- ・ 第1次検査で加点を希望する者で、「免許状・資格に係る加点申請書」を提出した者は、免許状及び、資格を証明する書類の原本を必ず持参してください。

**エ 第1次検査結果の通知用封筒**

- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号、あて先を明記してください。
- ・ 氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書してください。

※ 上記ア～エの書類は、第1次検査当日の7月5日(日)に持参してください。

※ 第1次検査免除の者は別途通知します。

**10 その他**

- 1 「第1次検査受検票」は、平成27年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 2 提出された書類は返却しません。ただし、証明書等の原本は返却します。
- 3 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「平成28年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q&A」を確認してからにしてください。
- 4 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず7月下旬発送の予定です。8月5日(水)までに通知がない場合は、電話で照会してください。なお、合格者の受検番号を7月下旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。
- 5 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 6 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 7 採用予定者については、平成27年11月7日(土)にガイダンスを実施する予定です。

## ■ 第1次検査 持参品

- 1 第1次検査受検票
- 2 受検時に提出する書類 (9 ア～エ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
  - (1) 中学校教諭
    - ・数 学……三角定規一組、コンパス
    - ・理 科……三角定規一組
    - ・音 楽……アルトリコーダー
    - ・美 術……三角定規一組、鉛筆 (デッサン用)、消しゴム、はさみ、のり、コンパス、カッターナイフ、カッターマット (A 4程度)、針がセットされているホットキス (紙2～3枚を綴じることができるもの)
    - ・保健体育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着  
武道において柔道を選択する者は柔道着、剣道を選択する者は竹刀及び防具
    - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
    - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、チャコペンシル、へら、まち針、しつけ糸)
  - (2) 高等学校教諭
    - ・数 学……中学校教諭「数学」受検者と同じもの
    - ・保健体育……中学校教諭「保健体育」受検者と同じもの
    - ・家 庭……中学校教諭「家庭」受検者と同じもの
    - ・工業 (機械、電気、土木) ……関数電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、三角定規一組
    - ・工業 (デザイン) ……関数電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)、三角定規一組、コンパス
    - ・商 業……電卓 (ただし、プログラム電卓及びポケットコンピュータは不可)

## ■ 受検者心得

- 1 検査会場敷地内は、すべて禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話・スマートフォン等の電源を切ってカバンの中に入れてください。
- 3 録音・録画機器、通信機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 検査会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、周辺の店舗等への無断駐車は厳禁です。
- 5 検査会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合、検査会場正門付近では乗降しないでください。
- 6 検査終了まで、検査会場から外出することはできません。
- 7 検査会場として借用する高等学校への問い合わせはできません。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。

## ＜願書提出、連絡・照会先＞

○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、角2封筒(A4サイズ)を使用し、封筒の表左に「**教員受検願書(出願種別) 在中**」と朱書きしてください。

＜例 教員受検願書(中学校・数学) 在中＞

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

【義務教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>

【高等学校教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

## 新潟県教員採用における特別選考制度

### 1 高等学校教諭「工業」について

高等学校教諭「工業」について、社会人実務経験者を、一般選考とは別枠で選考し、教諭として採用します。

#### 【出願の資格】

- (1) 大学を卒業、又は大学院を修了していること。
- (2) 昭和31年4月2日以降に生まれた者で、研究施設、民間企業、官公庁（公立学校の工業の実習助手を含む）において、正規職員（任期を定めて採用された職員を除く）として、受検前過去6年間（平成21年度から平成26年度まで）で、通算3年以上（休職期間等勤務の実態がない期間は含まない）の工業に関する実務経験を有し、次の要件ア及びイを満たす者とします。  
ア 工業の教科に関する専門的な知識、経験又は技能を有すること。  
イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていること。

なお、高等学校教諭「工業」の普通免許状の有無は問いませんが、普通免許状を有しない場合は、合格後に特別免許状申請手続きが必要です。

#### 【採用予定数】

若干人（一般選考の採用予定数とは別枠）

#### 【出願の期間及び手続】

- (1) 一般選考と同じです。
- (2) 特別選考調書、志願理由書を提出してください。

※ 出願に当たっては、事前に11ページの連絡・照会先にお問い合わせください。

#### 【選考の内容・方法】(⑥1及び4)

- (1) 第1次検査：筆答検査Ⅰ、筆答検査Ⅱ（教科の基礎的問題）※論文は免除します。
- (2) 第2次検査：個人面接Ⅰ、個人面接Ⅱ

#### 【資格要件の確認方法】

第2次検査合格後に勤務証明書を提出してください。

### 2 スポーツ・芸術について

スポーツ・芸術において秀でた技能をもち、世界レベルの実績を有する人を通常の教員採用選考検査とは別枠で選考し、教諭として採用します。

#### 【出願の資格】

スポーツ・芸術特別選考の対象者は、教育職員免許状等の教員採用における資格を満たしており、次の要件のいずれかを満たす者とします。

- ア スポーツの分野において、オリンピック、またはそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績をおさめた者
- イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績をおさめた者

#### 【選考の方法】

出願書類の書類選考により選ばれた者について面接を行い、審査を経て選考します。

#### 【出願の期間】

募集は随時行っています。

※ 出願に当たっては、事前に11ページの連絡・照会先にお問い合わせください。

## ■ 検査場所案内

## &lt;第1次検査場所&gt;

**県立新潟高等学校**

▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩15分。

▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線又は8番線から乗車（ただし、快速は除く）。「新潟高校前」バス停下車（所要時間約20分）。徒歩3分。

**県立新潟南高等学校**

▼ JR新潟駅万代口バスターミナル13番線から乗車。「南高校前」バス停下車（所要時間約10分）。徒歩1分。

**県立新潟商業高等学校**

▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩7分。

▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線又は8番線から乗車（ただし、快速は除く）。「新潟商業高校前」バス停下車（所要時間約18分）。徒歩1分。

## &lt;第2次検査場所&gt;

**県立新潟中央高等学校**

▼ JR越後線「白山駅」下車。徒歩12分。

▼ JR新潟駅万代口バスターミナル7番線又は8番線から乗車（ただし、快速は除く）。「学校町二番町」バス停下車（所要時間約15分）。徒歩3分。

**県立新潟東高等学校**

▼ 「万代シティバスセンター前」バス停（秋田銀行前、JR新潟駅より徒歩7分）から、次のいずれかのバスに乗車。

- ① 河渡經由向陽3丁目行き、「河渡北」バス停下車（所要時間約20分）。徒歩3分
- ② 河渡・木工団地經由下山スポーツセンター行き、「河渡」バス停下車（所要時間約20分）。徒歩5分。

**県立新潟西高等学校**

▼ JR越後線「内野西が丘」下車。徒歩10分。

▼ JR新潟駅万代口バスターミナルから、次のいずれかのバスに乗車。「新潟西高校前」下車。（所要時間約50分）徒歩1分。

- ① 9番線の寺尾經由内野営業所行き又は大堀經由内野営業所行き
- ② 7番線の西小針經由内野営業所行き

**県立新潟工業高等学校**

▼ JR越後線「小針駅」下車。徒歩25分。

▼ JR新潟駅万代口バスターミナル9番線から、大堀經由流通センター行き、又は大堀經由西警察署前行きに乗車。「工業高校前」バス停下車（所要時間約35分）。徒歩2分。

※詳細はJR東日本のホームページ及び新潟交通のホームページで確認してください。

※検査場所となる学校への問い合わせはできません。

■第1次検査 場所・日程(予定)

| 出願種別     |  | 月 日(曜)                       |                                     | 7月5日(日)                                   |   |                                  |                                     |
|----------|--|------------------------------|-------------------------------------|---|---|----------------------------------|-------------------------------------|
|          |  | 時 分                          |                                     | 7 8 8 午                                   | 午   | 17                               |                                     |
| ※検査場所    |  |                              |                                     | 50 15 40 前                                | 後   | 00                               |                                     |
| 小学校教諭    |  | 新潟南高等学校<br>(新潟市中央区上所)        |                                     | 検査<br>オリ<br>エン<br>テー<br>シ<br>ョ<br>ン       | 論<br>文<br>・<br>筆<br>答<br>検<br>査<br>(I・II) | (I) 筆論<br>・ 答文<br>II 検文<br>A 査・  | (II) 筆答<br>B 検査                     |
| 中学校教諭    | 国語<br>社会<br>数理<br>学科                   |                              |                                     |   |   | 新潟高等学校<br>(新潟市中央区<br>関屋下川原町)     | 検査<br>オリ<br>エン<br>テー<br>シ<br>ョ<br>ン |
|          | 音楽                                     |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |
|          | 美術<br>保健体育<br>技術<br>家庭                 |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |
| 高等学校教諭   | 英語                                     | 新潟高等学校<br>(新潟市中央区<br>関屋下川原町) | 検査<br>オリ<br>エン<br>テー<br>シ<br>ョ<br>ン | 論<br>文<br>・<br>筆<br>答<br>検<br>査<br>(I・II) | 音楽<br>(実技検査)                              | 美術<br>保健体育<br>技術<br>家庭<br>(実技検査) | 英語<br>(オーラルプレゼンテーション)               |
|          | 国語<br>歴史<br>地理<br>数理<br>農工<br>商業<br>水産 |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |
|          | 英語                                     |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |
| 特別支援学校教諭 |  | 新潟商業高等学校<br>(新潟市中央区白山浦)      |                                     | 検査<br>オリ<br>エン<br>テー<br>シ<br>ョ<br>ン       | 論<br>文<br>・<br>筆<br>答<br>検<br>査<br>(I・II) | 音楽<br>(実技検査)                     | 美術<br>保健体育<br>技術<br>家庭<br>(実技検査)    |
| 養護教諭     |  |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |
| 栄養教諭     |  |                              |                                     |   |   |                                  |                                     |

※検査場所は、出願状況により変更になる場合があります。出願後に送付される受検票に指定された場所で受検してください。

## ■第2次検査 場所・日程(予定)

| 出願種別   | ※検査場所                               | 月<br>日<br>(曜)                      | 8月             |  |            |            |  |
|--|-------------------------------------|------------------------------------|----------------|--|------------|------------|--|
|  |                                     |                                    | 20日<br>(木)     | 21日<br>(金)   | 22日<br>(土) | 23日<br>(日) |  |
|  |                                     | 時<br>分                             | 受付時間は、各自に通知する。 |  |            |            |  |
| 小学校教諭  | 20日<br>新潟中央高等学校<br>(新潟市中央区学校町通)     | 21・22・23日<br>新潟東高等学校<br>(新潟市東区小金町) | 運動実技           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面接Ⅰ</li> <li>・個人面接Ⅱ</li> <li>・音楽実技</li> </ul> (指定日に実施) |            |            |  |
| 特別支援学校教諭   |                                     |                                    |                |  |            |            |  |
| 中学校教諭  | 21・22・23日<br>新潟西高等学校<br>(新潟市西区内野開場) |                                    | 運動実技           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面接Ⅰ</li> <li>・個人面接Ⅱ</li> </ul> (指定日に実施)                |            |            |  |
| 国語<br>社会<br>数学<br>理科<br>音楽<br>美術<br>保健<br>体育<br>家庭<br>英語                   |                                     |                                    |                |  |            |            |  |
| 養護教諭   |                                     |                                    |                |  |            |            |  |
| 栄養教諭   |                                     |                                    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面接Ⅱ</li> </ul> (指定日に実施)                                |            |            |  |
| 高等学校教諭   | 21・22・23日<br>新潟工業高等学校<br>(新潟市西区小新西) |                                    | 運動実技           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面接Ⅰ</li> <li>・個人面接Ⅱ</li> </ul> (指定日に実施)                |            |            |  |
| 国語<br>地理<br>歴史<br>数学<br>理科<br>保健<br>体育<br>英語<br>家庭<br>農業<br>工業<br>商業<br>水産 |                                     |                                    |                |  |            |            |  |

※検査場所は、第2次検査実施状況により変更になる場合があります。1次検査結果通知の際に送付される第2次検査受検票に指定された場所で受検してください。



## 正 誤

平成27年4月10日付け新潟県告示第622号（共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出）中

| ページ | 行  | 誤      | 正          |
|-----|----|--------|------------|
| 3   | 18 | 一本釣を行う | 刺し網を使用して営む |